土地家屋調査士専門職能継続学習運営細則の一部改正（新旧対照表）

改正後	改正前
第１条（略）	（同左）
（対象者） 第２条　土地家屋調査士専門職能継続学習（以下「調査士ＣＰＤ」という。）の対象者は土地家屋調査士とする。	（対象者） 第２条　土地家屋調査士専門職能継続学習（以下「土地家屋調査士ＣＰＤ」という。）の対象者は土地家屋調査士とする。
（内容） 第３条　調査士ＣＰＤの形態は、次に掲げるとおりとする。 (1) 学習 (2) 社会貢献 (3) （削る） ２　調査士ＣＰＤの評価ポイントは、次に掲げるとおりとする。 (1) （略） (2) （略） ３　調査士ＣＰＤの会員管理について、新入会員及び会員の異動は、日本土地家屋調査士会連合会（以下「連合会」という。）において管理する。 ４　調査士ＣＰＤの履歴の管理について、会員の履歴は、土地家屋調査士会（以下「調査士会」という。）において、連合会が運営する研修管理システムにより管理する。 ５　調査士ＣＰＤのポイント公開は、次に掲げるとおりとする。 (1) 会員は、5年間70ポイント以上の取	（内容） 第３条　土地家屋調査士ＣＰＤの形態は、次に掲げるとおりとする。 (1) 参加学習型 (2) 情報提供型 (3) 自己学習型 ２　土地家屋調査士ＣＰＤの評価ポイントは、次に掲げるとおりとする。 (1) （同左） (2) （同左） ３　土地家屋調査士ＣＰＤの会員管理について、新入会員及び会員の異動は、日本土地家屋調査士会連合会（以下「連合会」という。）において管理する。 ４　土地家屋調査士ＣＰＤの学習履歴の管理について、会員の学習履歴は、土地家屋調査士会（以下「調査士会」という。）において管理し、学習履歴を更新したときは、連合会へ報告する。 ５　土地家屋調査士ＣＰＤのポイント公開は、次に掲げるとおりとする。 (1) 会員は、5年間80ポイント以上の取

得を目標とする。 (2) 履歴の公開は、連合会又は調査士会が運営するウェブサイトに掲載して行うことができる。 (3)（略）	得を目標とする。 (2) 学習履歴の公開は、連合会又は調査士会が運営するウェブサイトに掲載して行うことができる。 (3)（同左）
（ＣＰＤ履歴の証明） **第 4 条** ＣＰＤ履歴の証明は次に掲げるとおりとする。 (1) 調査士会は、調査士会の定めるところにより、会員から第 1 号様式をもって土地家屋調査士ＣＰＤ履歴証明書（以下「証明書」という。）発行の申請があったときは、第 2 号様式により証明書を発行することができる。 (2)（略） (3)（略） (4)（略）	**（学習履歴の証明）** **第 4 条** 学習の証明は次に掲げるとおりとする。 (1) 調査士会は、調査士会の定めるところにより、会員から第 1 号様式をもって学習履歴証明書（以下「証明書」という。）発行の申請があったときは、第 2 号様式により証明書を発行することができる。 (2)（同左） (3)（同左） (4)（同左）
（研修の委託） **第 5 条** 調査士ＣＰＤの委託及び評価は次に掲げるとおりとする。 (1) 連合会は、調査士ＣＰＤに係る研修の一部を他の団体に委託することができる。 (2)（略）	**（研修の委託）** **第 5 条** 土地家屋調査士ＣＰＤの委託及び評価は次に掲げるとおりとする。 (1) 連合会は、土地家屋調査士ＣＰＤに係る研修の一部を他の団体に委託することができる。 (2)（同左）
第 6 条（略）	（同左）
附　　則　（略）	（同左）
附　　則　（第２条から第５条まで、第１	（新設）

号様式、第２号様式） **（施行期日）** 　この細則は、令和７年５月９日から施行する。	